

京都府公報

号外 第54号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示

○特定海洋生物資源の採捕の停止

(水産課) ページ 1

告 示

京都府告示第686号

令和2年12月14日時点において、くろまぐろ（漁船漁業等により採捕されるものであって、その重量が30キログラム以上のものに限る。以下同じ。）の採捕の数量が、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定によりなおその効力を有することとされた海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第1項の規定により定めた京都府海洋生物資源の保存と管理に関する計画で定める知事管理量の数量を超えた。

なお、漁業法に基づく特定水産資源の漁獲量等の報告の方法等を定める規則（令和2年京都府規則第60号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされた海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行細則（平成15年京都府規則第19号）第2条第2項の規定によるくろまぐろを採捕をしてはならない期間は、令和2年12月23日から令和3年3月31日までとする。

令和2年12月22日

京都府知事 西 脇 隆 俊